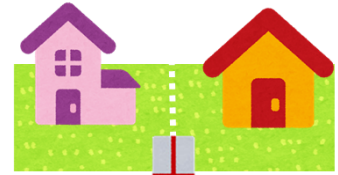


誰にでも関係のある

「不動産」について、考えていきましょう！

## ⑪ 土地のトラブルQ &amp; A

～土地の境界線トラブルでよくある質問～



## 1. 土地の境界線トラブルはなぜ起きるの？

土地の境界線における考え方は、「筆界」と「所有権界」の2つです。「土地の譲渡、不動産の相続」などによって筆界と所有権界が不一致になるとトラブルが起きやすくなります。

筆 界	所有権界
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産登記法で定められている、公法上の境界</li> <li>・土地の区画を示す</li> <li>・登記をしなければ筆界は移動しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法で定められている、私法上の境界</li> <li>・所有の範囲を示す</li> <li>・所有者の同意があれば移動できる</li> </ul>

## 2. 土地の境界線トラブルが起きたらどうすればいい？

「土地家屋調査士に依頼して境界線を測定してもらおう」「法務局の筆界特定制度を利用する」ことで、土地の境界線がわかります。境界線を明らかにできれば、トラブルも解消できるでしょう。

## 3. 土地の境界線トラブルを事前に防ぐ方法は？

「境界確定測量」か「筆界特定制度」を実施し、境界線を明確にすることが重要です。どちらを行うべきか迷ったときは、不動産会社や弁護士といった専門家に相談してみましょう。

## 4. 隣地に生えている木の枝が、自分の敷地内に侵入しているんだけど…

自分の敷地内だからと、勝手に伐採してしまうと不法行為となる恐れがあります。自分で伐採するのではなく、隣人に伐採を求めましょう。

## 5. 土地を売却したいのに、隣人が境界の確定に協力してくれない…

訳あり物件専門の買取業者へ相談してみるとよいです。訳あり物件専門の買取業者は、弁護士と提携しているため、法律的な面から売却をサポートしてくれます。

境界線などについての内容など詳しく知りたい方は、お気軽にお問合せください！



次回は  
「⑩土地に関する相談Q&A」をお伝えします。

# 台風対策は何をしたらいい？

～ 日常的な備え ～

## 非常時に持ち出す品

- ・防水リュックサック
- ・飲料水
- ・非常用食料(レトルト食品・缶詰・粉ミルクなど)
- ・救急薬品や常備薬
- ・生理用品
- ・現金(公衆電話用の小銭も含む)
- ・通帳
- ・健康保険証など身分証明書
- ・下着や最低限の着替え
- ・タオル
- ・雨具
- ・寝袋



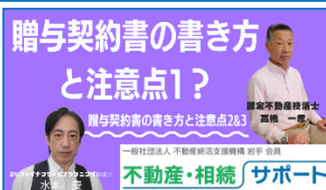
- ・カイロ
- ・予備のメガネ
- ・懐中電灯
- ・携帯ラジオやワンセグ携帯
- ・乾電池や携帯充電器
- ・地図
- ・ライターまたはマッチ



## <住宅の備え>

- ・屋根の瓦や、トタン板がめくれていないか、破損がないか
- ・雨漏りがないか
- ・エアコンの室外機がしっかりと固定されているか
- ・雨樋やベランダの排水溝、側溝につまりがないか
- ・家の周りの塀が破損していないか、ぐらついていないか

不動産・相続に関する様々な情報を  
You Tube にて発信中！！



当社ホームページ

▶ 当社公式  
You Tubeチャンネル  
をご覧ください

視聴は  
こちらから▶



<https://www.fudosan-sozoku.net>

Googleにて

『不動産・相続サポート百万石建設(株)』を検索

会社情報など掲載しています！



< 編集後記 >

9月17日は中秋の名月です。  
空気が澄んで、特に美しく見えることから  
そう呼ばれるそうです。  
今年是一年遅れて18日が満月の予定で  
すが、満月にあたる「十五夜」のように、お  
月さまにも毎日名前があります。  
満月の翌日は、十六夜(いざよい)  
その翌日は立待月(たちまちづき)、居待  
月(いまちづき)、寝待月(ねまちづき)…  
と続きます。  
満月以降は月が出る時間が遅くなるため  
立って待つ、翌日は座って待つ、その翌日  
は寝て待つ様子を表すようです。  
昔の人はよほどお月見好きで、月の出を  
待ち焦がれていたのでしょうか



不動産・相続の問題解決で、クリアなセカンドライフを！

**不動産・相続 サポート**

百万石建設株式会社 建築事業部

〒028-3615

岩手県紫波郡矢巾町南矢幅6-606

(一社)不動産終活支援機構岩手 会員  
(一社)岩手県宅地建物取引業協会 会員  
宅地建物取引業 岩手県知事(1)2709号

お気軽にお電話ください。

TEL.019-697-1500

不動産・相続  
サポート  
ホームページ



メール  
登録



ライン  
登録

